

第12回

熊本市・富合町合併協議会



と き 平成20年9月1日（月）

午後2時～

ところ KKRホテル熊本 2階 城彩

目 次

〔報 告〕

熊本市・富合町合併協議会委員の選任について	3
熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程の改正について.....	5
経過報告	11

〔議 案〕

議案第15号 平成19年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算報告及 び監査報告について.....	15
議案第16号 平成20年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算について	23
議案第17号 熊本市・富合町合併協議会の廃止について	27

〔そ の 他〕

富合総合支所の組織体制について.....	33
富合町合併特例区について.....	34

[報 告]

熊本市・富合町合併協議会委員の選任について

熊本市・富合町合併協議会規約第7条の規定に基づき、下記の者を選任したので報告する。

平成20年9月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

記

市町名	委員区分	氏 名	備 考
熊本市	副市町長	西 島 喜 義	熊本市副市長
熊本市	学識経験者	荒 金 鍊 一	川尻校区自治会連合会会長
熊本市	学識経験者	植 村 米 子	熊本市 地域婦人会連絡協議会会長
熊本県	学識経験者	本 田 恵 則	熊本県総務部市町村総室長
熊本県	学識経験者	檜 山 隆 昭	熊本県宇城地域振興局長

熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程の改正について

熊本市の組織再編に伴い、熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程を改正したので報告する。

平成 20 年 9 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程 新旧対照表

改正案（新）			現行（旧）																																																																																																						
<p>第3条（組織） 作業部会には、別表に掲げる各作業部会を置く。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各作業部会名</th> <th colspan="2">部会員</th> </tr> <tr> <th>熊本市</th> <th>富合町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部会</td> <td>総務課長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会議務局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画財政部会</td> <td>企画課長</td> <td>企画課長</td> </tr> <tr> <td>財政課長</td> <td>税務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民生活部会</td> <td>市民協働推進課長</td> <td>税務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉保険課長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部会</td> <td>健康福祉政策課長</td> <td>福祉保険課長</td> </tr> <tr> <td>子ども未来部</td> <td>子ども政策課長</td> <td>福祉保険課長</td> </tr> <tr> <td>会</td> <td></td> <td>教育委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>環境保全部会</td> <td>環境企画課長</td> <td>町民課長</td> </tr> <tr> <td>経済振興部会</td> <td>産業政策課長</td> <td>産業振興課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部会</td> <td>都市計画課長</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>建設総務課長</td> <td>新幹線推進課長</td> </tr> <tr> <td>教育部会</td> <td>総務企画課長</td> <td>教育委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道部会</td> <td>水道局経営企画課長</td> <td>水道課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民課長</td> </tr> <tr> <td>電算部会</td> <td>情報政策課長</td> <td>企画課長</td> </tr> </tbody> </table>			各作業部会名	部会員		熊本市	富合町	総務部会	総務課長	総務課長		議会議務局長	企画財政部会	企画課長	企画課長	財政課長	税務課長	市民生活部会	市民協働推進課長	税務課長		町民課長		福祉保険課長	健康福祉部会	健康福祉政策課長	福祉保険課長	子ども未来部	子ども政策課長	福祉保険課長	会		教育委員会事務局長	環境保全部会	環境企画課長	町民課長	経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長	建設部会	都市計画課長	建設課長	建設総務課長	新幹線推進課長	教育部会	総務企画課長	教育委員会事務局長	水道部会	水道局経営企画課長	水道課長		町民課長	電算部会	情報政策課長	企画課長	<p>第3条（組織） 作業部会には、別表に掲げる各作業部会を置く。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各作業部会名</th> <th colspan="2">部会員</th> </tr> <tr> <th>熊本市</th> <th>富合町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部会</td> <td>総務課長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会議務局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画財政部会</td> <td>企画課長</td> <td>企画課長</td> </tr> <tr> <td>財政課長</td> <td>税務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民生活部会</td> <td>市民協働推進課長</td> <td>税務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉保険課長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部会</td> <td>健康福祉政策課長</td> <td>福祉保険課長</td> </tr> <tr> <td>環境保全部会</td> <td>環境企画課長</td> <td>町民課長</td> </tr> <tr> <td>経済振興部会</td> <td>産業政策課長</td> <td>産業振興課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設部会</td> <td>都市計画課長</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新幹線推進課長</td> </tr> <tr> <td>教育部会</td> <td>教育企画課長</td> <td>教育委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道部会</td> <td>水道局経営企画課長</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民課長</td> </tr> <tr> <td>電算部会</td> <td>情報政策室長</td> <td>企画課長</td> </tr> </tbody> </table>			各作業部会名	部会員		熊本市	富合町	総務部会	総務課長	総務課長		議会議務局長	企画財政部会	企画課長	企画課長	財政課長	税務課長	市民生活部会	市民協働推進課長	税務課長		町民課長		福祉保険課長	健康福祉部会	健康福祉政策課長	福祉保険課長	環境保全部会	環境企画課長	町民課長	経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長	建設部会	都市計画課長	建設課長		新幹線推進課長	教育部会	教育企画課長	教育委員会事務局長	水道部会	水道局経営企画課長	建設課長		町民課長	電算部会	情報政策室長	企画課長
各作業部会名	部会員																																																																																																								
	熊本市	富合町																																																																																																							
総務部会	総務課長	総務課長																																																																																																							
		議会議務局長																																																																																																							
企画財政部会	企画課長	企画課長																																																																																																							
	財政課長	税務課長																																																																																																							
市民生活部会	市民協働推進課長	税務課長																																																																																																							
		町民課長																																																																																																							
		福祉保険課長																																																																																																							
健康福祉部会	健康福祉政策課長	福祉保険課長																																																																																																							
子ども未来部	子ども政策課長	福祉保険課長																																																																																																							
会		教育委員会事務局長																																																																																																							
環境保全部会	環境企画課長	町民課長																																																																																																							
経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長																																																																																																							
建設部会	都市計画課長	建設課長																																																																																																							
	建設総務課長	新幹線推進課長																																																																																																							
教育部会	総務企画課長	教育委員会事務局長																																																																																																							
水道部会	水道局経営企画課長	水道課長																																																																																																							
		町民課長																																																																																																							
電算部会	情報政策課長	企画課長																																																																																																							
各作業部会名	部会員																																																																																																								
	熊本市	富合町																																																																																																							
総務部会	総務課長	総務課長																																																																																																							
		議会議務局長																																																																																																							
企画財政部会	企画課長	企画課長																																																																																																							
	財政課長	税務課長																																																																																																							
市民生活部会	市民協働推進課長	税務課長																																																																																																							
		町民課長																																																																																																							
		福祉保険課長																																																																																																							
健康福祉部会	健康福祉政策課長	福祉保険課長																																																																																																							
環境保全部会	環境企画課長	町民課長																																																																																																							
経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長																																																																																																							
建設部会	都市計画課長	建設課長																																																																																																							
		新幹線推進課長																																																																																																							
教育部会	教育企画課長	教育委員会事務局長																																																																																																							
水道部会	水道局経営企画課長	建設課長																																																																																																							
		町民課長																																																																																																							
電算部会	情報政策室長	企画課長																																																																																																							

熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・富合町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、熊本市・富合町合併協議会（以下「協議会」という。）の作業部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、熊本市・富合町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査及び検討する。

(組織)

第3条 作業部会には、別表に掲げる各作業部会を置く。

- 2 各作業部会の部会員は、別表に掲げる各作業部会ごとに、協議会を構成する市町の所管部署の職にある者をもって充てる。
- 3 各作業部会に、必要に応じ分科会等を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、熊本市企画財政局長を充てるものとし、副部会長は、部会長が部会員のうちから指名する者をもって充てる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事会の幹事長から要請があったとき、及び部会長が必要と認めるときに開催する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、作業部会における調査及び検討の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 各作業部会の庶務は部会長の属する市町において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

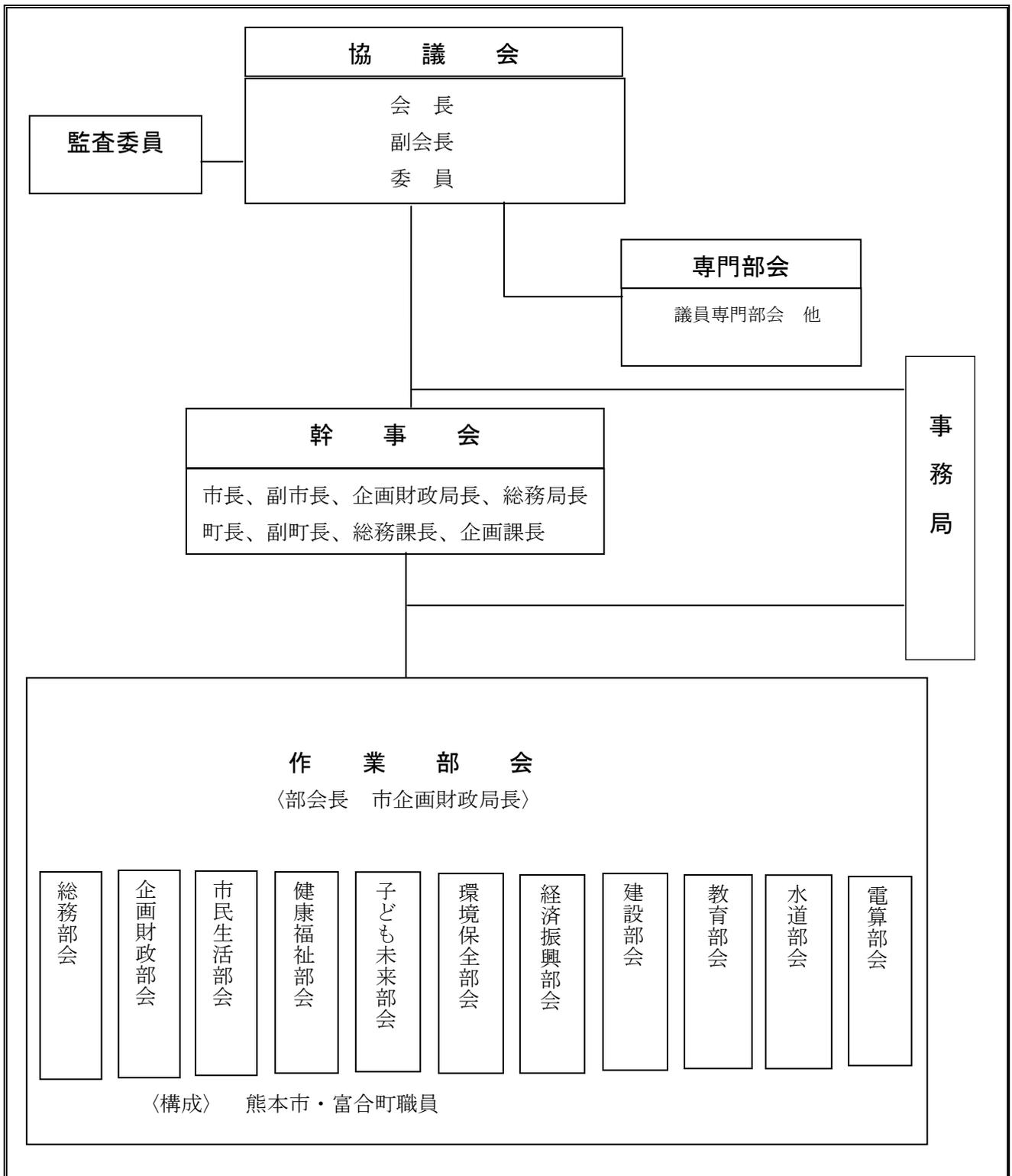
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

各作業部会名	部会員	
	熊本市	富合町
総務部会	総務課長	総務課長
		議会事務局長
企画財政部会	企画課長	企画課長
	財政課長	税務課長
市民生活部会	市民協働推進課長	税務課長
		町民課長
		福祉保険課長
健康福祉部会	健康福祉政策課長	福祉保険課長
子ども未来部会	子ども政策課長	福祉保険課長
		教育委員会事務局長
環境保全部会	環境企画課長	町民課長
経済振興部会	産業政策課長	産業振興課長
建設部会	都市計画課長	建設課長
		新幹線推進課長
教育部会	総務企画課長	教育委員会事務局長
水道部会	水道局経営企画課長	水道課長
電算部会	情報政策課長	企画課長

熊本市・富合町合併協議会 組織図

(平成20年4月1日現在)



熊本市・富合町合併協議会の経緯

平成19年	
1月 5日	「熊本市・富合町合併協議会」設置
2月 5日	第1回熊本市・富合町合併協議会開催
3月 1日	第2回熊本市・富合町合併協議会開催
29日	第3回熊本市・富合町合併協議会開催
6月 1日	第4回熊本市・富合町合併協議会開催
7月 3日	第5回熊本市・富合町合併協議会開催
7月16日～ 7月31日	熊本市・富合町両市町において 「熊本市・富合町合併協議会の状況」住民説明会を開催 (熊本市5ヶ所) (富合町2回)
7月30日	第6回熊本市・富合町合併協議会開催
8月20日	第7回熊本市・富合町合併協議会開催
10月 2日	第8回熊本市・富合町合併協議会開催
12日	第9回熊本市・富合町合併協議会開催
23日	第10回熊本市・富合町合併協議会開催 全42協議項目すべての協議終了
27日	富合町において、協議終了に伴い 合併協議結果の住民報告会を開催(2回)
31日	合併調印式
11月 1日	富合町議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
6日	熊本市議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
7日	県知事へ廃置分合申請書の提出
12月17日	県議会の議決 県知事による合併の決定 合併特例区の認可
18日	県知事による総務大臣への届出
平成20年	
1月30日	総務大臣による告示
2月21日	第11回熊本市・富合町合併協議会開催
9月 1日	第12回熊本市・富合町合併協議会開催
10月 5日	熊本市・富合町合併協議会の廃止
10月 6日	新「熊本市」の誕生

〔 議 案 〕

議案第 15 号

平成 19 年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算報告及び
監査報告について

熊本市・富合町合併協議会財務規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、監査委員
の監査に付し、報告があったので承認を求める。

平成 20 年 9 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

平成19年度 熊本市・富合町合併協議会

歳入歳出決算書

平成19年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算書

(単位：円)

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
	1負担金		20,181,000	20,181,000	20,181,000	0
	2県支出金	1県補助金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
	3繰越金	1繰越金	6,749,000	6,749,293	6,749,293	0
	4諸収入	1預金利子	13,000	22,219	22,219	0
		2雑入	8,000	8,244	8,244	0
	歳入合計		28,451,000	28,460,756	28,460,756	0

(単位：円)

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額 (繰越明許費)	不用額
	1総務費		28,451,000	24,087,601		4,363,399
		1事業推進費	24,413,000	20,356,956		4,056,044
		2総務管理費	4,038,000	3,730,645		307,355
	歳出合計		28,451,000	24,087,601		4,363,399

歳入歳出差引残額

28,460,756円-24,087,601円=4,373,155円

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額						収入済額	収入未済額
			当初予算額	補正予算額	繰越事業費 繰越財源充 当額	計	節			
							区 分	金 額		
負担金	負担金	市 町 負 担 金	20,181,000			20,181,000	1 市町 負 担 金	20,181,000	20,181,000	0
			1,000	1,499,000		1,500,000	1 県補助金	1,500,000	1,500,000	0
繰越金	繰越金	繰 越 金	1,000	2,233,000	4,515,000	6,749,000	1 繰越金	6,749,000	6,749,293	0
諸 収 入	預金利子 雑 入	預 金 利 子 入	1,000	12,000		13,000	1 預 金 利 子	13,000	22,219	0
			1,000	7,000		8,000	1 雑 入	8,000	8,244	8,244
歳 入	合 計	合 計	20,185,000	3,751,000	4,515,000	28,451,000		28,451,000	28,460,756	0

2歳出

(単位：円)

1 総務費											
(項) 1 事業推進費											
目	当初予算額	補正予算額	繰越事業費 繰越額	流用増減	計	節		支出済額	翌年度繰越額 (繰越明許費)	不用額	備考
						区分	金額				
1会議費	3,044,000	284,000			3,328,000			2,976,091		351,909	
						1報酬	2,860,000	2,580,000		280,000	協議会委員報酬 議員専門部会委員報酬
						11需用費	80,000	31,400		48,600	食糧費(飲み物代)
						14使用料及び 貸借料	388,000	364,691		23,309	協議会会場使用料
2調査研究費	310,000		4,515,000		4,825,000			4,515,000		310,000	
						11需用費	310,000	0		310,000	基本計画及び合併協定書に 係る印刷を委託及び直営に て処理のため
						13委託料	4,515,000	4,515,000		0	基本計画作成業務委託
3広報広聴費	12,801,000	3,459,000			16,260,000			12,865,865		3,394,135	
						11需用費	15,657,000	12,441,996		3,215,004	協議会日より印刷経費
						13委託料	603,000	423,869		179,131	ホームページ更新委託
計	16,155,000	3,743,000	4,515,000		24,413,000			20,356,956		4,056,044	
2 総務管理費											
(項) 2 総務管理費											
目	当初予算額	補正予算額	繰越事業費 繰越額	流用増減	計	節		支出済額	翌年度繰越額 (繰越明許費)	不用額	備考
						区分	金額				
1事務局費	4,030,000	8,000			4,038,000			3,730,645		307,355	
						1報酬	1,376,000	1,375,200		800	嘱託職員報酬
						4共済費	199,000	191,846		7,154	嘱託職員共済費
						9旅費	29,000	22,000		7,000	普通旅費
						11需用費	1,329,000	1,086,584		242,416	消耗品費 コピーカウター料
						12役務費	111,000	83,170		27,830	通信費 保険代
						13委託料	8,000	7,945		55	嘱託職員健康診断委託料
						14使用料及び 貸借料	986,000	963,900		22,100	パソコンリース料
計	4,030,000	8,000			4,038,000			3,730,645		307,355	

実質収支に関する調書

区	分	金額
1. 歳入	総額	28,460,756 円
2. 歳出	総額	24,087,601 円
3. 歳入	差引額	4,373,155 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	円
	(2) 繰越明許費繰越額	円
	(3) 事故繰越し繰越額	円
	計	円
5. 実質	収支額	4,373,155 円

熊本市・富合町合併協議会
会長 幸山政史様

平成19年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算監査報告書

熊本市・富合町合併協議会規約第17条第2項の規定により審査に付された、平成19年度の決算審査を実施したので下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象 平成19年度熊本市・富合町合併協議会歳入歳出決算
- 2 審査期日 平成20年6月11日(水)
- 3 審査場所 熊本市役所 監査委員室
- 4 審査結果 熊本市・富合町合併協議会財務規程第9条第1項に基づき調製された決算書及び関係書類、諸帳簿を照合、審査した結果、適正であることを認める。

平成20年 6月 11日

熊本市・富合町合併協議会

監査委員 濱田清水 

監査委員 河北清明 

議案第16号

平成20年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算について

平成20年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成20年度熊本市・富合町合併協議会補正予算

平成20年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,146千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会

会長 幸山政史

【別表】
歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,762	0	3,762
	1 負担金	3,762	0	3,762
3 繰越金		3,945	429	4,374
	1 繰越金	3,945	429	4,374
4 諸収入		2	8	10
	1 預金利子	1	4	5
	2 雑入	1	4	5
歳入合計		7,709	437	8,146

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	1 事業推進費	5,259	437	5,696
	2 総務管理費	2,450	0	2,450
歳出合計		7,709	437	8,146

歳入歳出予算事項別明細

1 歳入

(単位：千円)

(款) 3 繰越金			(項) 1 繰越金			説明
目	補正前の額	補正額	計	節		
				区分	金額	
1 繰越金	3,945	429	4,374	1 繰越金	429	前年度からの繰越金
計	3,945	429	4,374		429	

(単位：千円)

(款) 4 諸収入			(項) 1 預金利子			説明
目	補正前の額	補正額	計	節		
				区分	金額	
1 預金利子	1	4	5	1 預金利子	4	預金利子
計	1	4	5		4	

(款) 4 諸収入			(項) 2 雑入			説明
目	補正前の額	補正額	計	節		
				区分	金額	
1 雑入	1	4	5	1 雑入	4	雇用保険被保険者負担分
計	1	4	5		4	

2 歳出

(単位：千円)

(款) 1 総務費		(項) 1 事業推進費				
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 会議費	627	0	627			
3 広報広聴費	4,632	437	5,069	11 需用費	△ 250	協議会だより
				12 役務費	630	協議会だより配送料
				13 委託料	57	カウントダウンボード作成委託
計	5,259	437	5,696		437	

議案第 17 号

熊本市・富合町合併協議会の廃止について

熊本市・富合町合併協議会の廃止については、次のとおりとする。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び第 252 条の 6 の規定により、熊本市・富合町合併協議会を平成 20 年 10 月 5 日限りで廃止する。

平成 20 年 9 月 1 日 提出

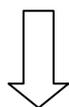
熊本市・富合町合併協議会

会 長 幸 山 政 史

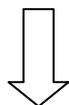
熊本市・富合町合併協議会の廃止までの手続きについて

1. 手続き

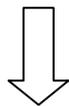
- (1) 熊本市議会及び富合町議会において、熊本市・富合町合併協議会廃止議案の議決



- (2) 熊本市長と富合町長において熊本市・富合町合併協議会の廃止に関する協議書の締結



- (3) 熊本市及び富合町で熊本市・富合町合併協議会の廃止について告示



- (4) 熊本県知事へ熊本市・富合町合併協議会廃止の届出

2. 根拠法令 地方自治法

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6項 略

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(1) 両市町議会の議決

議 第 号	
平成 年 月 日提出	
<p>熊本市・富合町合併協議会の廃止について（案）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・富合町合併協議会を平成20年10月5日限りで廃止することについて、協議を行うため、議決を求める。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">○○○長 ○ ○ ○ ○</p>	

(2) 両市町長の協議

<p>熊本市・富合町合併協議会の廃止に関する協議書（案）</p> <p>熊本市・富合町合併協議会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、次のとおり定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会は、平成20年10月5日限りで廃止するものとする。 2 協議会規約第20条の規定による決算は、熊本市においてこれを協議会の監査委員であった者の審査に付し、当該監査委員であった者は、監査の結果を熊本市長に報告するものとする。 3 決算により生じた余剰金については、熊本市に帰属するものとする。 4 前3項に定めるもののほか、協議会の廃止に伴い必要となった事項については、両市町が協議のうえ定めるものとする。 <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">熊本市長 幸 山 政 史</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">富合町長 村 崎 秀</p>	
---	--

(3) 両市町の告示

(案)	告 示 第	号	日	
	平成 年 月			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・富合町合併協議会を平成20年10月5日限りで廃止するので、地方自治法第252条の2第2項の規定により告示する。

〇〇〇長 〇 〇 〇 〇

(4) 熊本県知事への届出

(案)	政指発第	号		
	富総第	号		
	平成 年 月			

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

熊本市長 幸 山 政 史

富合町長 村 崎 秀

熊本市・富合町合併協議会の廃止について（届出）

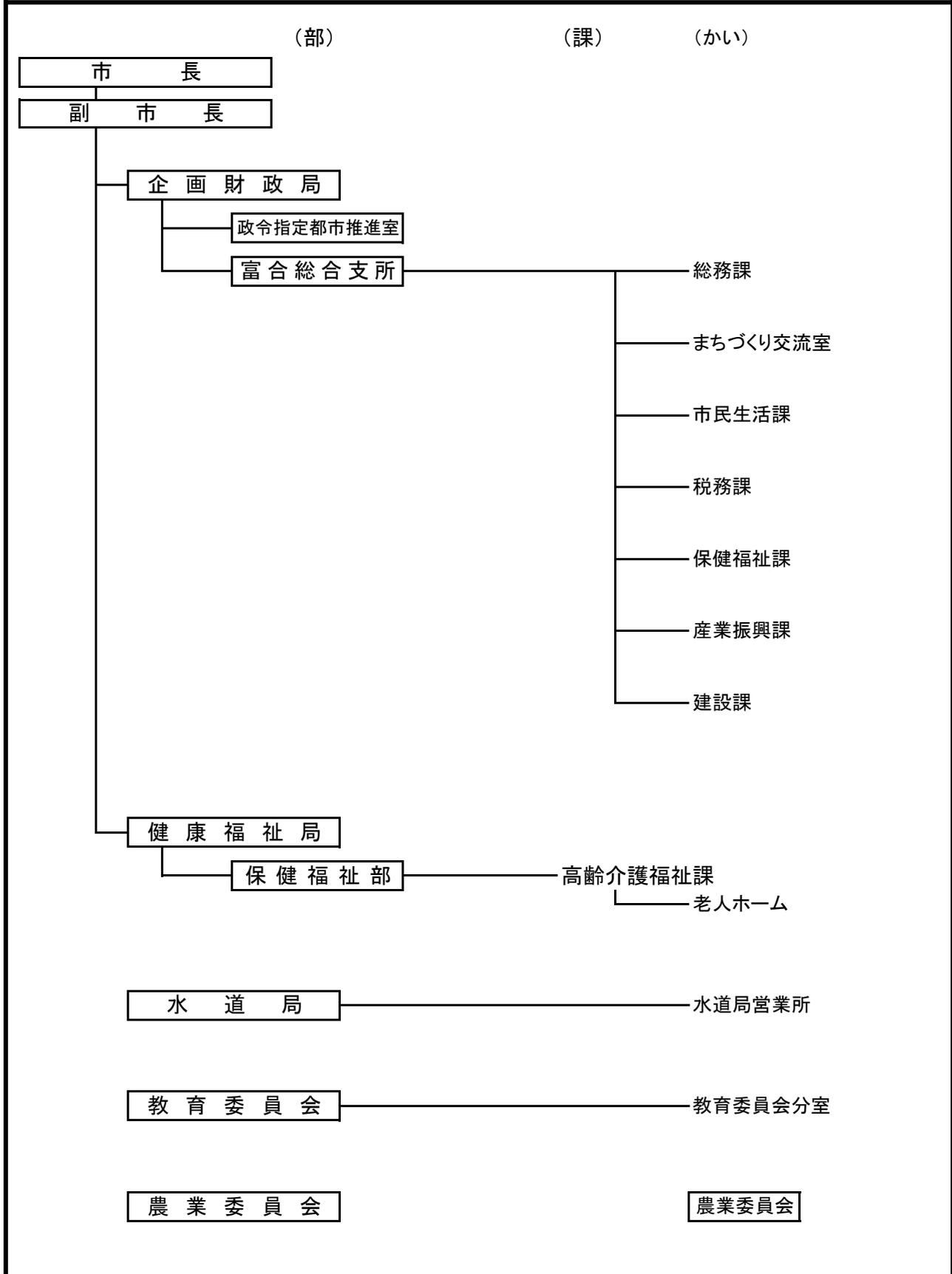
熊本市及び下益城郡富合町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定に基づき熊本市・富合町合併協議会を廃止するので、同法第252条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- ① 熊本市・富合町合併協議会を廃止した理由
- ② 熊本市及び下益城郡富合町の議会の議決証明書
- ③ 熊本市・富合町合併協議会の廃止に関する協議書の写し

[その他]

富合総合支所組織図(案)



富合町合併特例区

設置の目的

合併により住民の声が行政に届きにくくなるのではないかという不安を取り除き、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるために設置され、旧富合町において独自に行ってきた事務・事業等処理するほか、地域振興に関するさまざまな事柄について審議等を行い、住民の意見を行政に反映する役割を担う。

名称・区域

旧富合町の区域に合併特例区を設置し、名称は「富合町」とする。

設置期間

平成20年10月6日から5年間

事務所の位置

旧町の役場（合併後の総合支所）の位置

処理する事務

1. 公の施設の設置及び管理
2. コミュニティ関連施策
3. 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
4. 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
5. 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業

区長（特別職）の設置

合併特例区に、代表者として区長（特別職）を設置する。市町村長の被選挙権を有するもののうちから市長が選任。任期は2年とし、再任を妨げない。

区長の権限

- 合併特例区を代表し、その事務を総理する。
- 合併特例区の職員を指揮監督する。
- 法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

職員

熊本市の職員のうちから、市長の同意を得て区長が任命（主に富合総合支所職員）

富合町合併特例区協議会

合併特例区協議会の委員

合併特例区内に住所を有する者で、熊本市議会議員の被選挙権を有する者のうちから市長が選任。任期は2年とし、再任を妨げない。

- 委員の数 10人以内とする。
- 会長及び副会長 委員の互選により会長、副会長を定める。

合併特例区協議会の権限（予定されるものを含む）

合併特例区が処理する事務に関し審議し、また、必要に応じ市長その他の機関又は合併特例区の長に対し、意見を述べる等の権限を有する。

1. 法令上定められている役割
 - ① 規約の変更に関する同意
 - ② 予算の同意
 - ③ 決算の認定
 - ④ 規則等の制定等の同意
 - ⑤ 特例区が処理する事務に関すること
 - ⑥ 新市基本計画の執行や変更に関すること
 - ⑦ 市長や特例区長からの諮問に応じ、又は必要に応じ意見を述べること
2. 上記役割を実現するための活動内容
 - ① 地元地区から状況を聴取するため、定期的に（少なくとも月1回以上）意見交換を行うこと
 - ② 特例区などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと
 - ③ 関係市議会議員と定期的に意見交換を行うこと
 - ④ 合併特例区が実施する各種イベント等への参加
 - ⑤ 部会の設置に伴う活動（コミュニティ部会・広報部会・新幹線部会など）
 - ⑥ 地区（校区）等で取り組む事業に関すること（コミュニティセンター運営委員会及び総合型スポーツクラブの設立準備など）
 - ⑦ 住民自治組織の形成に関すること（自治会～校区自治協議会の設立）

組織：富合町役場から熊本市役所(富合総合支所)へ(案)

